

川崎市立王禅寺中央小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

【学校教育目標】

◎自ら進んで学ぶ子（知）

学びがいっぱい

◎思いやりのある子（徳）

やさしさいっぱい

◎たくましい子（体）

元気いっぱい

子どもの夢と希望を育み 魅力ある学校づく

【重点目標スローガン】 みんなでほっと（ホット）王中小
～あたたかい仲間とともに 自ら考え、行動する子を目指して

目指す学校の姿

- ☆学ぶことが楽しい学校
- ☆活気があり、笑顔あふれる学校
- ☆地域が応援し、
保護者が信頼する学校

目指す児童の姿

- ☆自ら考え主体的に学ぶ児童
- ☆他者を思いやり、感性豊かな児童
- ☆心身の健康に努め、
自己管理をする児童

目指す教師の姿

- ☆教師である前に
一人のよき社会人であること
- ☆児童・保護者の思いに寄り添い、
丁寧な指導に努める教師
- ☆教育のプロとしての専門性を
発揮する教師
- ☆学び合い、助け合い、
高め合える教師
- ☆自分磨きを行い、
魅力ある人間性を養う

今年度の重点取組

①学力の保障

- 子どもの学びを引き出す学習形態を創意工夫する
- わかる、できる、全員参加の実感のある授業
- G I G A 端末の有効的な活用
- 個に応じた学習指導の充実
- 地域人材を活用した輝く授業づくり（専門性や系統性を生かした授業を推進）
- 教科担任制や交換授業等の推進により、学習への意欲を高める
- 保護者・教師が連携して、年間計画・個別支援計画の下に指導体制を工夫し具体的に実践する
- 自主研究や研修により、教師の授業力を高める
- 豊かな学びのための有効な予算執行
- 学習ボランティアの導入、豊かな学習環境の整備を行い学ぶことや体験することの面白さに気付かせる

②豊かな思いやりある心の育成

- いじめを許さない、させない指導の徹底
- 不登校を未然に防ぐための保護者やカウンセラーとの連携
- あいさつの推進
- 教師一人一人が人権感覚を磨き、人権尊重教育を推進する
- 異学年とのふれあい活動、子どもが活主体的に活動できる行事や児童活動の充実を目指す
- 共生＊共育の推進を図り、児童理解と教育相談機能の充実（ホットルーム・ほっとポスト等）を図る
- 学びの連続性を考慮し、王禅寺中央中学校との交流・連携の推進と充実を目指す

③健康・安全の推進

- 児童自らが行う健康管理
- 学校・家庭・地域が連携した健康教育の推進
- 防災防犯訓練等の計画的な実施
- 校内環境美化の推進

④家庭・地域との連携

- 学校ホームページの充実と各種たよりの計画的な発行
- 学校・家庭・地域連携推進協議会の活動の充実
- 教育活動の改善・充実、開かれた学校づくりを目指し、学校評価を推進する

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくり出します。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

| | | |
|-------------------------|------------------------|---------|
| 校長、教頭、 | 総括教諭（ ）（ ）（ ）、 | 教務主任（ ） |
| 学年主任（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）、 | | |
| 支援教育コーディネーター（ ）、 | 児童指導担当（ ）、 | |
| 教育相談担当（ ）、 | 養護教諭（ ） | |
| スクールカウンセラー（ ）、 | スクールソーシャルワーカー（要請による派遣） | |

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）（ ）（ ）（ ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
1年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 2年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
3年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 4年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
5年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 6年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）（ ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）（ ）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・（ ）（ ）（ ）

※学校がホームページ等で公開する場合、教職員の個人名を掲載する必要はない。

7 令和5年度 いじめ防止対策年間計画

| 月 | 活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等） | | |
|----|--|---|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 年間指導計画確認 児童指導部会 | <ul style="list-style-type: none"> 構成員の確認・役割分担 年間生活目標設定 かわさき共生* 共有プログラムの取組について | |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 学校説明会 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 学校教育推進会議 教育相談（希望制）実施 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 小中連携推進会議 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 「生活のふりかえり」アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 サポート相談会 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 効果測定1回目実施 |
| | 【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み（アンケートや校内研修の実施 等） | | |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 「生活のふりかえり」アンケートの集計と検証、研修 夏休み期間中の対応確認 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 教育相談週間の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 前月の生活目標反省 いじめの防止対策に関する研修会 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 | |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 効果測定2回目実施 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 学校教育推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 教育相談（全家庭）の実施 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 小中連携推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 いじめ防止標語、ポスターの募集 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 保健指導「心の健康」 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 教育相談（希望制）の実施 学校保健委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 効果測定3回目 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 学校評価内容検討、配布、集約 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 |
| 2 | 【学校体制振り返り月間】の取り組み | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 「生活のふりかえり」アンケート調査、集計と検証、研修 | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 学校教育推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導部会 前月の生活目標反省 来年度に向けての基本方針の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過 学校報告会 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針についての確認 小中連携会議 |

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会や朝会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・ほっとポストやほっとルームの活用
- ・あいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・兄弟学年、縦割り活動、地区別活動
- ・各教科学習を通しての地域とのふれあい学習
- ・委員会活動（集会も含む）
- ・あいさつ運動
- ・小中連携活動（運動会、中学校の先生による授業、合唱コンクールでの交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの製作 等
- ・学校説明会、学校報告会
- ・学校だより、ミマモルメによる連絡、保健だより、給食だより
- ・職員による報告、研修

保護者の取組（P T A活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・校外委員によるパトロール
- ・放課後遊び見守り隊
- ・スクールガードリーダーによる児童の通学の様子の見守りや確認